

動産総合保険のご案内

このたびは弊社「リース契約」をご利用いただき、誠にありがとうございます。ご利用いただきました「リース契約」の物件は、弊社が契約者として損害保険ジャパン日本興亜株式会社と動産総合保険の契約を締結し、お客様に補償を提供しております。つきましては、その補償内容や事故発生時のお手続きなどについてご案内しますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

今後とも弊社「リース契約」をご愛顧いただきますようお願い申し上げます。

動産総合保険の特徴

- 動産総合保険は、お客様にリース物件を快適にご使用いただくために、裏面にあります「保険金をお支払いできない主な場合」を除いた事由による損害を担保する保険です。(契約者は弊社、保険引受は損害保険ジャパン日本興亜株式会社です)
- 保険期間は、リース契約開始日から1次リース期間満了日までです。(再リース期間は対象となりません)
- 支払事由に該当し、リース物件が修理可能な場合は、弊社よりリース契約者に保険金相当額をお支払します。
- 万一、リース物件が修理不能となった場合は、保険金の範囲内で残リース料が免除されます。

保険の対象となる物件

□ T&Dリース株式会社の「リース契約」の物件

※物件については、商品1つもしくは複数の場合でも、商品の特定ができるように明示してください。

◎動産総合保険では次の動産を保険の対象とすることはできません。

- 自動車(オートバイ、原動機付自転車を含みます。)、航空機、船舶
- 加工中・製造中の動産

保険金をお支払いする主な事故例

- | | | |
|-----------------------------------|--------------|-----------------|
| ①火災 | ②落雷 | ③破裂・爆発 |
| ④風災・ひょう災・雪災 | ⑤物体の落下・飛来・衝突 | ⑥給排水設備の事故による水漏れ |
| ⑦騒擾又は労働争議に伴う暴行・破壊 | ⑧盗難 | ⑨破損 |
| ⑩台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災 | | |

ガス関連機器のお支払事例

煮こぼれによる点火不良のため、バーナーヘッドを交換。	鍋をコンロ天板に落としてしまい、天板ガラスを破損。トッププレートを交換。	凍結による破損のため、内胴と水側組立を交換。	落雷のため、雷サージ電圧による破損。制御基板を交換。
			

※上記事例は、特約のセット状況によりお支払できない場合があります。

詳しくは取扱保険代理店または損害保険ジャパン日本興亜株式会社にお問い合わせください。

セットしている特約とその概要

■ 電氣的・機械的事故補償特約

以下の①から③までの事項を履行している場合に限り、偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故によって保険の対象に生じた損害に対して、保険金を支払います。

- ①常に良好な運転状態を維持するために整備すること。
- ②故意または習慣的に過度の運転もしくは過負荷の状態におかないこと。
- ③保守および運転に関する法令その他の規則を守ること。

この特約により、前頁の①から⑩の事故例に加え、以下の場合でも補償されます。

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| ⑪操作ミス・過失による事故 | ⑫ショート・スパーク・過電流等電氣的な事故 |
| ⑬回転部分の飛散・異常負荷による機械的事故 | |

■ リース物件包括契約特約

前頁および上記の①から⑬により生じた損害の保険価額を再調達価額とします。

用語	定義
再調達価額	損害が生じた地および時において、その保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

※物件によっては、上記の特約をセットできない場合があります。

保険金をお支払いできない主な場合

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ◆ご契約者、被保険者、保険金受取人などの故意または重大な過失による損害 | ◆電氣的または機械的事故による損害(注3)(注4) |
| ◆自然の消耗、錆、黴、変色などの損害 | ◆詐欺、横領、置忘れ、紛失による損害 |
| ◆瑕疵、ねずみ喰い、虫喰いなどによる損害 | ◆万引きによる損害 |
| ◆戦争、暴動、その他の事変、差押え、没収、または核燃料物質などによる損害 | ◆損傷が生じたことによる保険の対象の価値の低下(格落ち損害) |
| ◆管球類(真空管・ブラウン管・電球など)に単独に生じた損害 | ◆保険の対象の修繕費のうち、航空輸送によって増加した費用 など |
| ◆地震、噴火、またはこれらによる津波による損害 | (注1)修理を除きます。 |
| ◆保険の対象に加工(注1)を施した場合、加工着手後に生じた損害 | (注2)これらの事故によって火災、破裂または爆発が発生した場合を除きます。 |
| ◆保険の対象が日本国外に所在する間に生じた損害 | (注3)これらの事故によって火災、破裂または爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。 |
| ◆修理、清掃などの作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害(注2) | (注4)電氣的・機械的事故補償特約を付帯している場合は、適用しません。 |

※上記以外にも、保険の対象によっては保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは取扱保険代理店または損害保険ジャパン日本興亜株式会社にお問い合わせください。

事故が発生した場合のお手続き

○万一事故が発生した場合には、ただちにご連絡ください。

また、以下の書類を速やかにご提出くださいますようお願いいたします。

- ※ご提出いただく書類(①保険事故報告書 ②修理完了報告書 ③修理見積書 ④物件写真(修理前・修理後 各数枚)
⑤その他(罹災証明書・盗難届受理番号等))

○保険金請求権については時効(3年)がありますので、ご注意ください。

☆事故が発生した場合や「リース契約」の内容に関するご不明な点については、T&Dリース株式会社までお問い合わせください。

○「リース契約」引受会社

T&Dリース株式会社

〒108-0075 東京都港区港南2丁目16番2号 太陽生命品川ビル
TEL: **03-6433-1264** FAX :03-6433-1265

受付時間:平日の9:00~17:00(土日、祝日、12/30~1/4を除きます)

★補償内容など、保険に関するご不明な点については、取扱保険代理店または損害保険ジャパン日本興亜株式会社にお問い合わせください。

●引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 金融法人第二部 営業第三課

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3丁目7番3号
TEL: 03-3593-6063 FAX :03-3593-6571

受付時間:平日の9:00~17:00(土日、祝日、12/31~1/3を除きます)

●取扱保険代理店

東陽保険代行株式会社

〒115-0045 東京都北区赤羽2丁目17番4号 太陽生命赤羽ビル
TEL:03-5249-4117 FAX:03-5249-4118

受付時間:平日の9:00~17:00(土日、祝日、12/30~1/4を除きます)